

文化課	総務係長
体育保健課	総務係長
施設課	会計担当課長補佐等

「

教育委員会事務局の本庁各課	会計担当課長補佐等
---------------	-----------

」に

改め、同表人事委員会事務局の項中「総務係長」を「会計担当課長補佐等」に改める。

別表第5熊本県立大学の項中「会計課長」を「総務課長」に改める。

別表第6中「児童家庭課家庭福祉係長の職にある出納員」を「家庭福祉課の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員」に、「経営金融課の会計担当主幹等」を「経営金融課の会計担当課長補佐等」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第349号の2の8**

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項（平成10年熊本県告示第756号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県民生活総室（以下「総室」という。）」を「（以下「環境生活部」という。）」に改める。

第3条及び第4条中「総室」を「環境生活部」に改める。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。